

埼玉県若い失語症者のつどい規約
(埼玉県ミドル失語症者の会は、この規約に従う)

(名称)

第1条 埼玉県若い失語症者のつどい（はじめの一步）と称す。

(事務局)

第2条 事務局を電子メール等、電磁的方法によって、毎回指定できる。

(会員)

第3条 この会に賛同する失語症の当事者およびその家族と言語聴覚士、ボランティアの入会を認める。

(目的)

第4条 会員が親交を深め、情報交換や交流によって、豊かな社会生活の実現をめざすことを目的とする。
また、失語症のことを正しく知ってもらうため、啓発活動を行う。

(活動内容)

第5条 定例会を年に5回、埼玉県若い失語症者のつどいを開催する。それに伴い、およそ1ヶ月に1回、運営委員会を開催する。ただし、必要があるときは臨時に運営委員会を開催できるものとする。

(役員)

第6条 第1項 本会に次の役員を置く。

会長 1名

運営委員 10名

会計兼連絡担当 1名

記録 1名

第2項 役員は、運営委員会での話し合いで決める。任期は1年。ただし再任を妨げない。
毎年4月役員人事は決定される。

第3項 役員の仕事は、つどいの運営・会員への連絡・運営費の管理とする。

第4項 運営委員会には、できるだけ参加すること。やむを得ず欠席する場合、事前にメール等で意見を述べていれば、その意見も考慮に入れて審議を行う。しかし、何も意思表示がない場合は、意見がないものとみなす。

(運営)

第7条 1年間のつどい開催計画については、毎年1月に行われる運営委員会で決める。
毎回の活動については、運営委員会に出席した役員により、次回の予定を決める。

(会計)

第8条 本会の経費は、つどいにて徴収される参加費・寄付金・その他の収入をもって充てられる。

(記録)

第9条 つどいの記録は、“はじめの一步通信” および運営委員が開設しているホームページに載せるものを公式の記録とする。個人で行っている SNS やブログ等に載せる場合は、個人が特定できないような配慮をすること。

(雑則)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項、細則は、運営委員会で決める。
なお、会則を変更する場合は、運営委員会で決める。

付則

この会則は、
平成26年12月27日より施行する。
平成30年3月18日より改定する。

以下、余白。